

令和6年分農業収支内訳書作成相談会について

日頃、大町市政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご自身では収支内訳書の作成が難しいという方を対象に、農業収支内訳書作成相談会を開催します。市税務課職員が個別に作成方法についてご説明いたします。以下をご確認のうえご利用ください。

▼本相談会は、ご自身で収支内訳書の作成ができない方のみを対象とさせていただいております。ご自身で収支内訳書の作成ができる方は、税務課税務係【市役所 1 階 10 番窓口】に直接、収支内訳書をご提出ください。

日程が限られており、混み合った場合、ご自分で作成できない方が相談を受けられないことも考えられるため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

▼「農業所得の届出書」（黄色い用紙）を市へ提出する方（令和6年中、出荷や販売をしておらず、米の精算金などの雑収入もない方）は、本相談会にお越しいただく必要はありません。

▼収支内訳書は作成できるが、減価償却費の計算だけが分からないという方につきましては、税務係窓口にて減価償却費を計算いたしますのでご依頼ください。

▼本相談会をご利用される方は、帳簿類・領収書などの整理や、必要経費の計算などを済ませてからお越しいただきますようお願いいたします。

▼当日にお持ちいただくもの

- ① 帳簿類
- ② 領収書・雑収入関係の通知類（農業者戸別所得補償金の交付決定書など）
- ③ 固定資産税の明細書（税務課資産税係（1 階 12 番窓口）で再発行できます）
- ④ 農業で使用している軽自動車税の支払がわかるもの
（軽自動車税支払証明を税務課管理収納係（1 階 11 番窓口）で発行できます ）
- ⑤ 農業収支に使用している金融機関の通帳（令和6年1月から令和6年12月末までの取引が記帳されていることをご確認のうえお持ちください。）
- ⑥ 農協へ出荷されている方については、1月20日（月）以降（予定）に JA 大北で発行する「令和6年分収支内訳書記入支援用書類」（任意です。必要な方は JA 大北営農センターから発行を受け、ご持参ください。手数料は 1,300 円です。）
- ⑥ 本人確認書類
- ⑦ 筆記用具

※ 必要な書類がないなどの場合、その場で農業収支内訳書を作成できないことがありますので、ご承知おきください。

（お知らせ） 確定申告用固定資産税額明細書の廃止について

確定申告用固定資産税額明細書は、発行業務を廃止しました。確定申告には、毎年5月に送付している固定資産税課税明細書、または税務課資産税係にて有料で交付している公課証明書等をお使いください。

＜裏面の日程もご覧ください＞

▼日時・会場

相談日	地 区	会 場	受付時間・相談時間
1月21日（火）	大町地区	大町市役所 東中会議室 （東庁舎2階）	<受付時間> ○午前の部 午前8時45分 ～11時30分 ○午後の部 午後1時～3時30分 <相談時間> ○午前の部 午前9時～正午 ○午後の部 午後1時15分～4時
1月22日（水）	平地区		
1月23日（木）	常盤地区 （泉、上一、下一）		
1月24日（金）	常盤地区 （清水、須沼、西山）		
1月27日（月）	社地区		
1月28日（火）	全地区		
2月 3日（月）	八坂地区	市八坂支所	
2月 4日（火）	美麻地区	市美麻支所	

※ご来場者数などの関係により、日程を地区ごとに振り分けさせていただいております。
なるべく指定された日にお越しいただくようご協力をお願いいたします。

※記載されていない地区にお住まいの方および該当日に都合のつかない方は、1月28日（火）
の全地区対象の日にお越しください。

※八坂地区または美麻地区にお住まいの方は、八坂または美麻支所へお越しください。

※会場が混雑した場合には、会場への入場制限等を行う場合があります。

問い合わせ先

大町市総務部税務課税務係（本庁舎1階）

TEL 22-0420 内線 443、444、448